

利用上の注意

1 毎月勤労統計調査は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）の 16 大産業に属する事業所から抽出して調査したものを国又は県全体に対応するように復元推計したものある。

ただし、鉱業は調査事業所数が少ないため非公表としているが、調査産業計には含めている。

なお、日本標準産業分類の変更については、「第Ⅳ部 毎月勤労統計調査の概要」2の（5）に詳細を掲載している。

2 指数の基準時は平成 22（2010）年である。

なお、平成 24 年 1 月分の公表時に、指数の基準時更新（平成 22 年平均＝100）に伴う遡及改訂を行っている。

ただし、指数の基準時更新を行った際には、実質賃金指数以外の増減率は改訂しないため、改訂後の指数から増減率を計算した場合、四捨五入の計算により必ずしも一致しないことがある。

3 「前年比」は対前年増減率（％）を掲載している。なお、前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

4 事業所規模 5 人以上とは、第一種事業所（事業所規模 30 人以上）に第二種事業所（事業所規模 5～29 人）の結果を含んだものである。なお、事業所規模は場所単位で区分しており、必ずしも事業所が属する企業規模とは一致しない。

5 調査対象事業所の交替について

（1）第一種事業所（事業所規模 30 人以上）については、2～3 年ごとに調査対象事業所の交替を行っており、最近では平成 27 年 1 月に交替を行っている。

第一種事業所の交替の際には、新・旧調査対象事業所の集計結果にギャップが生じるため、新・旧データの接続性を確保するため、指数及び増減率等について旧調査対象事業所の調査期間分（最近では平成 24 年 2 月～平成 26 年 12 月）の修正（「ギャップ修正」という。）を行なっている。

（2）第二種事業所（事業所規模 5～29 人）については、半年毎（1 月・7 月）に調査対象事業所の 3 分の 1 ずつの交替を行っているが、これに伴う調整は行っていないので、時系列比較をする場合は留意が必要である。

6 実数については、すでに公表した数値を遡って改訂することは行っていないので、原則として、時系列比較は指数によって行うこと。

7 寄与度グラフについては、データの復元方法やギャップ修正方法等の統計の性質上、実線と構成要素の計が一致しない場合がある。

8 凡 例

「0」、「0.0」又は「0.00」 単位未満

「—」 該当数値なし

「X」 秘匿数値